

職員団体等との交渉概要（旅費制度見直し）

1 職員団体等

鹿児島県地方公務員労働組合協議会

2 交渉場所・日時等

(1) 交渉場所 7-A-2（行政庁舎7階会議室）

(2) 交渉日時・参加人数

	交渉日時	参加人数 (当局側を除く)
提 案	令和7年5月8日（木） 13:32～14:10（38分）	10人
1回目	令和7年5月14日（水） 13:20～14:15（55分）	18人
	【職員団体等からの回答】 今回の交渉を踏まえ再検討をお願いします。	
2回目	令和7年5月20日（火） 13:15～13:55（40分）	19人
	【職員団体等からの回答】 私有車を利用する場合の旅費単価や旅行諸雑費の廃止の取扱いについて、再検討をお願いします。 その他、今回の交渉を踏まえ再検討をお願いします。	
3回目	令和7年5月20日（火） 14:45～14:55（10分）	19人
	16:20～16:22（2分）	19人
	【職員団体等からの回答】 当局からの提案等について妥結とする。	

3 当局からの提案項目及び回答要旨

提案項目	当局の回答要旨			
	提案	1回目	2回目	3回目
基本的な考え方	<p>旅費の見直しの件については、昨年秋の皆さん方との協議において、「改正旅費法に基づく省令の公布後、今後の対応について検討してまいりたい」と申し上げたところ。</p> <p>その後の経過として、昨年12月に、改正後の旅費法及び旅費法施行令の委任に基づく省令が公布され、国家公務員等の旅費制度の見直し内容が明らかになったことから、その見直し内容を踏まえつつ、他県の動向も参考に、本県の取扱いについて検討を進めてきたところであり、本日、私どもの考え方をお示ししたい。</p> <p>まず、基本的な考え方として、本県の旅費制度は、これまで基本的に国の取扱いに準じてきており、今般、国において、定額支給方式から実費支給方式に改めること</p>		<p>旅費制度の目的については、旅費法において、「公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする」とされている。</p> <p>このうち、「国費の適正な支出を図ること」とは、法律制定の根本目的であり、国費の濫用を防ぐため、支出の適正化を図る観点から、旅行命令制度や旅費請求手続等を法定し、旅費制度の適切な運用を確保することとされているところ。</p> <p>今般の旅費制度の全般的な見直しにおいても、旅費の実費弁償を適切に図りつつ、こうした目的は、これまでどおり継承され、旅費の計算における「最も経済的な通常の経路及び方法」という経済性の原則も堅持</p>	

を主な内容とする全般的な見直しが行われたことを踏まえ、本県においても、旅費制度の全般的な見直しを行うこととしたいと考えている。

することとされたところ。

本県においても、国と同様に、公費の適正な支出や、旅費の計算における経済性の原則など基本的な考え方は見直し後も変わらない。

したがって、今回、実費支給を基本に全般的な見直しを行うこととしたいと考えているが、見直し後も、先ほど申し上げた公費の適正な支出や経済性の原則など基本的考え方を前提に、旅行の実情に応じて、あくまでも公務上必要最小限の旅費を適正な基準に従って支給することとしている。

こうした観点から、前回の皆さん方からの話で申し上げますと、例えば、鉄道賃について、特別急行料金の支給に関する話もあったが、現行の距離による制限は廃止するものの、あくまでも公務上の必要に応じて支給するとの考え方は変わらないところであり、まさに、この点は個別具体の運用に関す

			<p>る話であると考えている。</p> <p>前回、この他にも、個別具体の運用に関する話が色々あったが、いずれにしても、運用面を整理する前提として、旅費の種目及び、その支給の方法や額など、まずは旅費の支給に当たっての基準となる制度について、この場で整理する必要がある、その見直し内容を資料によりお示したところ。</p> <p>旅費制度の見直しに当たっては、皆さん方との協議結果を反映した条例の改正議案について県議会でご審議いただく必要がある、議決後に、関係条例や規則に基づく運用面の手続や解釈等について整理してまいりたいと考えている。</p> <p>旅費制度の目的と、協議事項に関する私どもの考えについては以上。</p>	
交通費	まず、交通費のうち、「鉄道賃」について、国においては、旅費法改正により、運賃等の実費			

	<p>額を支給することとし、座席指定料金を含む特別急行料金の支給について、現行の距離による制限を廃止し、旅行の実情に応じて公務上の必要があれば支給できる取扱いとしたところ。</p> <p>本県においても、国の取扱いに準じて、運賃等の実費額を支給することとし、特別急行料金の支給についても国と同様に、現行の距離による制限を廃止することとしたい。</p>			
船賃	<p>次に、「船賃」について、国においては、旅費法改正により、運賃等の実費額を支給することとし、運賃等級がある場合には、職階区分に応じて規定された運賃等級の額を上限とすることとしたところ。</p> <p>本県においても、国の取扱いに準じて、運賃等の実費額を支給することとし、運賃等級がある場合には、本県の現行制度で適用している階級の運賃を限度としたい。</p>			

<p>航空賃</p>	<p>次に、「航空賃」については、現行どおり、運賃等の実費額を支給することとしたい。</p>			
<p>その他の交通費</p>	<p>次に、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する場合の「その他の交通費」についてである。</p> <p>まず、乗合バスを利用する場合の旅費について、国においては、旅費法改正により、運賃等の実費額を支給することとしたところであり、本県においても、国どおり運賃等の実費額を支給することとしたい。</p> <p>公務使用承認を受けた私有車を利用する場合の旅費については、国に同様の趣旨の旅費の定めがないところであり、他県の動向を踏まえ、現行どおり、1キロメートル当たり20円の定額により支給することとしたい。</p> <p>「交通費」については以上。</p>	<p>前回話のあった公務使用承認を受けた私有車に係る車賃の単価については、旅行諸雑費と同様に、平成16年度の協議を経て、平成17年度から現行の取扱いとしてきているところであるが、協議当時から、国においては、私有車が旅費法上の正式な旅行手段として位置付けられていないところであり、単価の設定に当たっては、ガソリン価格ではなく、九州各県の状況を踏まえて設定をしたことから、今回の検討に当たっても他県の動向を踏まえる必要があるところ。</p> <p>こうした考えのもと、今回の旅費制度の見直しに当たっては、基本的には実費支給に移行するものの、私有車を利用する場合の旅費につい</p>	<p>公務使用承認を受けた私有車に係る車賃の単価について、前回、皆さん方から、単価の見直しについて様々な話があった。</p> <p>前回も申し上げたとおり、公務使用承認を受けた私有車に係る車賃の単価の設定に当たっては、ガソリン価格ではなく、九州各県の状況を踏まえて設定をしたことから、今回の検討に当たっても他県の動向を踏まえる必要があるところ。</p> <p>こうした考えのもと、現時点で判断し得る他県の動向を踏まえると、九州各県においては、1キロメートル当たり20円で設定している県が最も多い状況となっており、今回、単価を見直す状況にはないと判断したとこ</p>	<p>まず、公務使用承認を受けた私有車に係る車賃の単価については、前回も申し上げたとおり、ガソリン価格ではなく、九州各県の状況を総合的に勘案して設定することとしており、九州各県においては、現時点でも、1キロメートル当たり20円で設定している県が最も多い状況となっているところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、私有車使用の場合の車賃単価については現行どおりとしたいと申し上げたところであるが、私有車以外の車賃として、乗合バスを利用する場合の旅費については、運賃等の実費支給への見直しにより改善されることを踏まえ、私有車使用の車賃単価も見直すべきなど、皆さん方からのご主張も踏まえ、</p>

		<p>ては、実費額の算定が困難であることから、引き続き、定額制を維持しつつ、現時点で判断し得る他県の動向を踏まえ、今回、単価を見直す状況にはないと判断したところである。現行のとおりでまいりたい。</p>	<p>る。現行のとおりでまいりたい。</p>	<p>再度検討を行ったところ。</p> <p>その結果、私有車使用の場合の単価について、乗合バス利用の旅費見直しという点を考慮しながら、九州各県において1キロメートル当たり25円としている県が2県あることなどを総合的に勘案し、現行の1キロメートル当たり20円の定額を見直し、25円に引き上げることとしたい。</p>
<p>宿泊費</p>	<p>次に、「宿泊費」について、国においては、旅費法改正により、職階区分に応じて都道府県ごとに上限額を定めた宿泊費基準額を限度として、実費額を支給することとしたところ。</p> <p>本県においても、国どおり実費額を支給することとしたい。</p>			
<p>包括宿泊費</p>	<p>次に、「包括宿泊費」について、国においては、旅費法改正により、宿泊と移動がセットに</p>			

	<p>なった、いわゆるパック旅行について、交通費の額と、宿泊費の上限額の合計額を限度として、実費額を支給することとしたところ。</p> <p>本県においても、国どおり実費額を支給することとしたい。</p>			
<p>宿泊手当</p>	<p>次に、「宿泊手当」について、国においては、旅費法改正により、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、新たに「宿泊手当」を支給することとしたところ。</p> <p>宿泊手当は、一夜につき2,400円の定額により支給することとし、宿泊費又は包括宿泊費に朝食、夕食の食事代が含まれる場合には減額調整を行うこととしているところ。</p> <p>本県においても、国どおり、新たに宿泊手当を支給することとし、支給に当たっては、必要に応じて減額調整を行うこととしたい。</p>			

<p>旅行諸雑費</p>	<p>次に、「旅行諸雑費」の取扱いについてである。旅行諸雑費は、平成16年度の県公労の皆さん方との協議を経て、平成17年度から、県内旅行200円、県外旅行1,200円の定額を支給することとしたところ。</p> <p>国においては、旅費法改正により、定額制の日当を廃止することとし、基本的に実費支給に移行することとしたところ。</p> <p>これらを踏まえ、本県においても実費支給を基本とした旅費制度の全般的な見直しを機に、定額制の旅行諸雑費を廃止することとしたい。</p>	<p>前回、公務使用承認を受けた私有車に係る車賃の単価と、旅行諸雑費について、いずれも平成16年度の協議を経て現行の取扱いとしたものであり、当時からの経緯を踏まえ、私有車に係る車賃の単価を据え置くことと同様、旅行諸雑費も現行どおりとすべきとの趣旨で話があった。</p> <p>このことについて、旅行諸雑費については、平成16年度の協議当時、国においては定額制の日当が設けられている中で、本県においては、日当を廃止するものの、定額制の旅行諸雑費を設けることとしたところ。</p> <p>この間、国においては、定額制の日当を存置してきたところであるが、今回、約70年ぶりに抜本的な法改正がなされ、定額制の日当の廃止を含め、基本的に実費支給に移行することとされたところ。</p> <p>本県の旅費制度は、こ</p>	<p>旅行諸雑費について、前回、皆さん方から、旅行諸雑費の廃止について様々な話があった。</p> <p>前日も申し上げたとおり、旅行諸雑費については、平成16年度の協議当時、国においては定額制の日当が設けられている中で、本県においては、日当を廃止するものの、定額制の旅行諸雑費を設けることとしたところである。</p> <p>この間、国においては、定額制の日当を存置してきたところであるが、今回、約70年ぶりに抜本的な法改正がなされ、定額制の日当の廃止を含め、基本的に実費支給に移行することとされたところ。</p> <p>本県の旅費制度は、これまで基本的に国の取扱いに準じてきており、先ほど申し上げた情勢の変化も踏まえ、本県においても、実費支給を基本とした旅費制度の全般的な見直しを機に、定額制の旅行諸雑費を廃止することとしたい。</p>	<p>次に、旅行諸雑費について、国において、一般の旅費法改正により、定額制の日当が廃止されたことを踏まえ、本県においても、実費支給を基本とした旅費制度の全般的な見直しを機に、定額制の旅行諸雑費を廃止することとしたいと申し上げてきたところ。</p> <p>しかしながら、皆さん方から、通信連絡費として一定の経費が見込まれる場合があるなど、様々な職場実態についての話があり、私どもとしても、現行の定額制から実費支給への見直しを含め、再度検討を行ったところ。</p> <p>まず、旅行諸雑費について、現行の定額制を見直し、現に支払った実費額を支給することについては、実費額の確認方法など運用面で様々な課題があり、現時点では困難である。</p> <p>また、九州各県においても、本県の旅行諸雑費に相当する旅費について、現行では定額制とし</p>
--------------	--	--	--	--

		<p>れまで基本的に国の取扱いに準じてきており、先ほど申し上げた情勢の変化も踏まえ、本県においても、実費支給を基本とした旅費制度の全般的な見直しを機に、定額制の旅行諸雑費を廃止することとしたい。</p>	<p>なお、前回、旅行諸雑費を廃止した場合の影響額についての話があった。</p> <p>令和5年度の知事部局における旅行諸雑費の支給実績を基に試算したところ、知事部局と教育庁においては約1億7千万円程度の減となる</p>	<p>ている県が多いところだが、今般の旅費法改正を踏まえた今後の取扱いについては、旅費制度全体の見直しの中で検討予定としており、引き続き、他県の動向を見守る必要があるところ。</p> <p>こうした状況を総合的に勘案して、今回は旅行諸雑費の廃止を見送ることとし、当分の間、現行どおり定額を支給することとしたい。</p> <p>支給に当たっては、現行は県内と県外で定額を区分しているが、県外の定額で通信連絡費以外に構成要素に含まれる「目的地周辺の巡回交通費」について、見直し後は、国の取扱いに準じて、運賃等の実費額を支給することから、県内と県外のいずれも通信連絡費に相当する旅行諸雑費として、一日につき定額200円を支給することとしたい。</p>
食卓料	次に、「食卓料」について、国においては、旅費法改正により、水路及			

	<p>び航空機による旅行の場合に、宿泊料に代わって支給される食卓料を廃止し、必要に応じて宿泊手当を支給することとしたところ。</p> <p>本県においても、国の取扱いに準じて、食卓料を廃止し、必要に応じて宿泊手当を支給することとしたい。</p>			
<p>航海日当及び船員の食卓料</p>	<p>次に、「航海日当及び船員の食卓料」についてである。</p> <p>まず、「航海日当」については、国において、旅費制度の見直しを機に、現行の旅費による支給から特殊勤務手当による支給に見直すこととしたところ。</p> <p>具体的には、特殊勤務手当として、新たに船員作業手当を設けることとし、手当額は現行の旅費による支給額と同額としているところ。</p> <p>本県においても、国の取扱いに準じて、旅費として支給する航海日当を廃止することとし、船員としての職務に対す</p>		<p>船員の食卓料について、前回、皆さん方から単価の見直しについての話があった。</p> <p>船員の食卓料については、消費者物価ではなく、基本的に国の日当の改定率を用いて改定してきた経緯があり、平成2年度に国の日当が据え置きとなって以降、本県の船員の食卓料についても現行の額で推移しているところ。</p> <p>現行のとおりでまいりたい。</p>	<p>次に、船員の食卓料については、前回も申し上げたとおり、消費者物価ではなく、基本的に国の日当の改定率を用いて改定してきた経緯があり、平成2年度に国の日当が据え置きとなって以降、本県の船員の食卓料についても現行の額で推移しているところ。</p> <p>国においては、今般の旅費制度の見直し後も、船員の食卓料の額については据え置きとなっており、本県においても現行どおりとしたいと申し上げたところであるが、皆さん方からの主張を踏まえ、再度検討を行ったところ。</p>

る日額制の特殊勤務手当を新たに措置することとしたい。

支給額は現行どおりとしたい。

続いて、「船員の食卓料」については、国において、予算上の費目を旅費から他の費目、具体的には地方には該当費目がない雑給与の類に変更する見直しが行われたところであるが、実費支給への変更などの見直しはないところ。

本県においては、引き続き、旅費として支給することとし、支給額についても現行どおりとしたい。

本県の旅費制度は、基本的に国の取扱いに準じているところだが、本県の船員の食卓料については、過去の協議において、国の船員の食卓料ではなく、日当の改定率を用いて改定してきた結果、国の船員の食卓料の額と一定の乖離が生じているところ。

また、今般の国の見直しにおいて、本県の船員の食卓料の改定に当たって判断材料としてきた日当が廃止されるなど、設定当初や改定時の状況から情勢が大きく変化しているところ。

こうしたことを踏まえ、今回の旅費制度の全般的な見直しを機に、船員の食卓料についても、国の取扱いに準じた額に見直すこととし、今後、国の改定に合わせて本県の支給額についても改定を行うこととしたい。

具体的には、本県船員の所属船舶と同種又は類似の国の船舶に適用される直近の食卓料の額を用いることとし、直

				<p>近の令和7年度の国の食卓料の額に準じて、航海日数が20日未満の食卓料については、現行の日額920円を日額1,120円としたい。また、航海日数が20日以上の食卓料については、現行の日額1,110円を日額1,395円としたい。</p>
<p>転居費</p>	<p>次に、「転居費」について、国においては、旅費法改正により、「移転料」の名称を「転居費」に改め、赴任に伴う新旧居住地間の移転に係る実費額を支給することとしたところ。</p> <p>また、赴任時の旅費の支給対象について、現行は職員の扶養親族に限定しているが、今回の見直しにより、扶養しているか否かを問わず、職員と同一生計の同居家族にも支給できることとしたところ。</p> <p>これらの実費額の算定に当たっては、転居に係る費用であっても、自動車等を運搬する際の</p>	<p>次に、前回、転居費の対象外経費のうち、いわゆる自動車航送料の経費について、離島を有する本県の実情を踏まえ、国の運用方針による離島、へき地等への異動に関するただし書きの取扱いを適用すべきとの趣旨で話があった。</p> <p>前回ご指摘のあった国の運用方針で定める「離島、へき地等」への異動に関するただし書きの取扱いは、国に準じた取扱いをする本県でも適用したいと思うが、あくまでも例外的な取扱いであり、対象経費かどうかは、公務の運営上の支障の有無を個別に</p>	<p>次に、転居費の対象外経費に関連した話として、前回、転居を伴う赴任に際して、通常、生活必需品と考える家財等の運搬などの費用が転居費の対象となるかどうかの判断において、日常生活上の利用という観点では対象とならないという整理は改めべきとの趣旨で話があった。</p> <p>前回、「日常生活での移動手段といった観点から、原則として対象経費とするものではない」と申し上げたが、これは国の運用方針における自動車航送料のただし書きについて申し上げ</p>	<p>次に、転居費の対象外経費のうち、自動車航送料についてである。</p> <p>先般、国の運用方針で定める「離島、へき地等」への異動に関するただし書きの取扱いは、国に準じた取扱いをする本県でも適用することとし、その場合、あくまでも例外的な取扱いであり、単に離島、へき地等への異動をもって原則として対象経費とするものではないと申し上げたところ。</p> <p>しかしながら、県公労の皆さん方からは、離島を有する本県の実情を踏まえ、転居費の対象経費とすべきとの特に強</p>

<p>追加費用など、旅費の支給対象とすることが適当ではない経費を対象外とするとともに、経済性を担保するために2社以上の引越し業者による見積りを徴するなど一定の手続を必要としているところ。</p> <p>以上の国の見直しを踏まえ、本県においても、国の取扱いに準じて、実費額を支給することとし、実費額の算定における対象外の考え方や、見積りを要する引越し業者の数など運用上の取扱いについても国どおりとしたい。</p>	<p>判断する必要があるものと考えており、単に、離島、へき地等への異動をもって、日常生活での移動手段といった観点から、原則として対象経費とするものではないと考えている。</p> <p>いずれにしても、自動車航送料については、旅費の支給対象とすることが適当ではない経費として、原則転居費の対象外としている国の取扱いに準じて、本県においては転居費の対象とはしない取扱いでまいりたい。</p>	<p>たものであり、運用方針に掲げる全ての対象外経費について適用する趣旨で申し上げたものではない。</p> <p>改めて、国の対象外経費の考え方について申し上げますと、単に日常生活上の必要性といった観点ではなく、法令の規定により他の種目として支給を受ける費用、多くの民間企業において支給を制限している費用及び家具、家電等の生活用品を購入した費用等の旅費に馴染まない費用を対象外とされているところ。</p> <p>国の運用方針においては、これらの類型毎に具体の対象外経費が指定されており、その中で、例えばエアコンの設置について前回話があったが、空調設備等の取外し及び取付けの工事費用等は支給対象とされているところ。</p> <p>いずれにしても、国は国費の適正な支出を図るという観点から、転居費についても社会通念上相当な経費を対象と</p>	<p>い主張があったところであり、私どもとしても、再度検討を行った結果、本県と同様に離島を有する他県の取扱いを参考に、本県としても、離島と本土間又は離島間の赴任に限り、船舶を利用して自家用車を運搬する場合の経費として、自動車航送料を転居費の対象経費とすることとしたい。</p> <p>なお、自動車航送料については、航路等によって料金設定が様々であることから、対象経費とする上で、その上限設定など具体的な運用については、今後、他県の取扱いを踏まえ、他の見直し項目と併せて整理してまいりたいと考えており、整理次第、改めて窓口を通じてお知らせすることとしたい。</p>
---	---	---	---

			<p>することとしており、本県においても、こうした国の取扱いに準じることとし、転居費の実費額の算定における対象外の考え方は国どおりとしたい。</p> <p>自動車航送料についても様々な話があったが、先ほど申し上げたとおり、原則転居費の対象外としている国の取扱いに準じて、本県においては転居費の対象としない取扱いとしたい。</p>	
<p>着後滞在費</p>	<p>次に、「着後滞在費」について、国においては、旅費法改正により、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費の実費額に、定額の宿泊手当を加えた合計額に相当する額を支給することとしたところ。</p> <p>本県においても、国の取扱いに準じて、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することとしたい。</p> <p>支給に当たっては、本</p>		<p>次に、着後滞在費について、前回、皆さん方から、県内における着後滞在費の上限についての話があった。</p> <p>国においては、制度見直し前から国内は5日分の日当と5夜分の宿泊料定額に相当する額を支給していたところであるが、本県においては、現行では県内については4日分の旅行諸雑費と4夜分の宿泊料定額に相当する額を支給しており、従来から国とは異なる取扱いとして</p>	<p>次に、着後滞在費については、本県の現行制度における県内・県外に応じた夜数分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することとしたいと申し上げたところ。</p> <p>このうち、県内の赴任に伴う着後滞在費の上限が、国の取扱いとは異なり、4夜分となることについて、皆さん方からの主張を踏まえ、再度検討を行ったところ。</p>

	<p>県の現行制度における県内・県外に応じた夜数分を限度としたい。</p> <p>具体的には、県内は本県に適用される宿泊費の上限額及び宿泊手当の合計額の4夜分を限度とすることとし、県外は、国どおり5夜分を限度とすることとしたい。</p>		<p>いるところ。</p> <p>このため、着後滞在費については、本県の現行制度における県内・県外に応じた夜数分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することとしたい。</p>	<p>その結果、近年の物流業界を取り巻く課題に対応し、国から引越時期の分散化に向けた各方面への要請が行われている状況なども踏まえ、着後滞在費の上限については、県内・県外を問わず、国どおり5夜分としたい。</p>
<p>家族移転費</p>	<p>次に、「家族移転費」について、国においては、旅費法改正により、「扶養親族移転料」の名称を「家族移転費」に改め、職員と同一生計の同居家族の移転について旅費を支給可能とすることとしたところ。</p> <p>家族移転費の額は、家族一人ごとに、職員に支給する額を上限として実費額等を支給するよう改めることとし、具体的には、職員の移転に相当する旅費として、交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費の合計額に相当する額を支給することとしたところ。</p> <p>以上を踏まえ、本県に</p>			

	<p>おいても、国どおり見直すこととしたい。</p>			
<p>その他</p>	<p>本県の旅費制度の一般的な見直しとして、国内旅行に係る見直し内容は以上。</p> <p>なお、外国旅行の旅費については、これまでと同様、国家公務員の外国旅行の旅費を基準とすることとしたい。</p> <p>その他、ただ今申し上げた旅費制度の見直しに併せて、旅費の計算等における運用についても、国の取扱いに準じて見直すこととしたい。</p> <p>具体的には、旅費の計算に関する主な見直しとして、実費支給方式への変更に伴い、旅費計算の基礎となる起点を廃止し、実際の出発地や到着地により旅費を計算することとしたい。</p> <p>また、国においては、旅費法改正により、出張や勤務の実態に応じて、自宅発の出張に係る旅費の支給を可能としたところであり、本県においても国どおり取扱う</p>		<p>次に、前回、県立病院局における旅費見直しの取扱いについての話があった。</p> <p>県立病院局からは、「県立病院事業職員就業規程において、職員の旅費の取扱いは県職員等の旅費に関する条例等の例によることとされており、県立病院局においても県職員の旅費見直しで整理した制度で運用していくこととなる。なお、旅費の計算や支払いに必要なシステムは知事部局と同様のものを使用しており、旅費見直しの実施時期が遅れることは想定していない。」と聞いている。</p> <p>その他の項目については、これまで申し上げておけるとおり。</p> <p>見直しの時期については、旅費の計算や支払いに必要なシステム改修等を考慮し、令和8年</p>	

	<p>こととしたい。</p> <p>なお、旅費の支給に当たっては、これまでどおり「最も経済的な通常の経路及び方法」による旅行を基本としつつ、先ほど申し上げた旅費計算の見直し後は、旅費計算上の基礎として、用務地だけでなく、経由地も対象となることとする。</p> <p>こうした見直しに関連して、これまで用務地での利用に限る取扱いとしてきた駐車場料の支給についても、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合を前提に、経由地での利用に対する支給を認めることとしたい。</p> <p>その他、国においては、旅費法改正により、旅行代理店等との間で旅行に係る役務の提供に係る契約を締結する場合を前提に、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行代理店等に対する直接の支払を可能とすることとされたほか、旅費法の規定に違反して旅費を受給し</p>		<p>4月1日からとしたいと考えている。</p> <p>その上で、システム改修に当たっては、旅費制度の全般的な見直し内容を反映しつつ、実費支給に必要な運賃等の情報を取り込む必要があるなど、大幅な改修が見込まれるところであり、その改修に要する期間を考慮すると、本年第2回定例会には、条例改正及び関連予算の議案を提出する必要があるところ。</p> <p>こうしたことから、同定例会に提案する補正予算編成の作業等も考慮すると、本日、皆さん方との協議を詰めさせていただきたいと考えている。</p>	
--	--	--	--	--

	<p>た旅行者等に対して旅費の返納を求めることや、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定が新設されたところ。</p> <p>これらの点についても、国どおり所要の改正を行いたい。</p> <p>旅費の見直しについては以上。</p> <p>これら旅費制度の見直しについては、県職員全体に共通の取扱いであり、共通課題として県公労の皆さん方と協議を進めてまいりたいと考えている。</p> <p>見直しの時期については、旅費の計算や支払いに必要なシステムの改修等を考慮し、令和8年4月1日からとしたいと考えている。</p> <p>その上で、システム改修に当たっては、先ほど申し上げた旅費制度の全般的な見直し内容を反映しつつ、実費支給に必要な運賃等の情報を取り込む必要があるなど、大幅な改修が見込まれるところであり、その改修に要する期間を考慮すると、本年第2回定</p>			
--	--	--	--	--

	<p>例会には、条例改正及び関連予算の議案を提出する必要があるところ。こうしたことから、同定例会に提案する補正予算編成の作業等も考慮すると、5月19日の週内を目途に皆さん方との協議を詰めたいと考えている。</p>			
--	--	--	--	--